

都市公園の占用許可による使用料の改正等について

※神奈川県道路占用料徴収条例の改正に伴い「都市公園の占用許可による使用料」を改正しました。

※下線の部分が今回の改正によって変更になった箇所になります。

※改正条例は令和3年4月1日から施行されますので、改定額は令和3年4月1日からの占用期間に適用されます。

※2会計年度以上の占有の場合には会計年度で区切って徴収します。その際、各会計年度の徴収額が100円未満のときには100円として徴収します。

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改正後						改正前						
別表第2（第24条関係）						別表第2（第24条関係）						
1（略）						1（略）						
2 都市公園の占用許可による使用料						2 都市公園の占用許可による使用料						
都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。						都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。						
占用物件	単位	使用料				単位	使用料					
		所在地					所在地					
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円		
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	第二種電柱	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円		
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	第三種電柱	4,770円	3,760円	3,010円	2,880円		
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	第一種電話柱	2,060円	1,620円	1,300円	1,240円		
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	第二種電話柱	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円		
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	第三種電話柱	4,520円	3,560円	2,850円	2,730円		
(削除)						支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円	
鉄塔		占用面積					鉄塔	占用面積				
		1平方メートル	3,670円	2,780円	2,220円	2,010円		1平方メートル	3,610円	2,740円	2,100円	1,990円
		1年						1年				

改正後						改正前					
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）	長さ1メートル1年	21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）	長さ1メートル1年	21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの 使用電圧が17万ボルト以上のもの	1,110円	840円	670円	610円	特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの 使用電圧が17万ボルト以上のもの	1,090円	830円	640円	600円
使用電圧が17万ボルト以上のもの			1,840円	1,400円	1,120円	1,010円			使用電圧が17万ボルト以上のもの	1,810円	1,380円
公衆電話所	1個1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	公衆電話所	1個1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円
外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
外径が0.15メートル未満のもの						外径が0.15メートル未満のもの					
外径が		250円	200円	170円	160円	外径が		250円	190円	160円	150円

改正後					改正前						
管類	0.15メートル以上										
	0.2メートル未満のもの										
	外径が0.2メートル以上	380円	300円	250円	230円						
	0.3メートル未満のもの										
	外径が0.3メートル以上	510円	400円	340円	310円						
	0.4メートル未満のもの										
	外径が0.4メートル以上	890円	700円	590円	540円						
	0.7メートル未満のもの										
	外径が0.7メートル以上	1,270円	1,010円	840円	780円						
	1メートル未満のもの										
外径が1メートル以上	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円							
2メートル未満のもの											
外径が2メートル以上	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円							
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占有面積1平方メートル1	4,010円	2,360円	750円	520円	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占有面積1平方メートル1	3,710円	2,290円	990円	830円

長さ1メートル1年

長さ1メートル1年

改正後						改正前					
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの	年					通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの	年				
		2,400円	1,420円	450円	310円			2,220円	1,370円	590円	500円
標識	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	標識	1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
その他のもの	占有面積 1平方メートル1 日	36円	27円	22円	20円	その他のもの	占有面積 1平方メートル1 日	36円	27円	21円	19円
3 (略)						3 (略)					
備考 1・2 (略)						備考 1・2 (略)					
3 所在地とは、占有物件の所在する都市公園の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。						3 所在地とは、占有物件の所在する都市公園の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。					
(1) (略)						(1) (略)					
(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、中郡大磯町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。						(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、小田原市、 <u>三浦市</u> 、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、中郡大磯町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。					
(3) 第三級地 <u>三浦市及び足柄下郡箱根町</u> の区域をいう。						(3) 第三級地 <u>足柄下郡箱根町</u> の区域をいう。					
(4) (略)						(4) (略)					
4～7 (略)						4～7 (略)					